

平成 30 年度

## 学校訪問指導実施要項

|   |                            |       |       |
|---|----------------------------|-------|-------|
| 1 | 目的                         | ..... | p. 1  |
| 2 | 助言・指導等をする事項                | ..... | p. 1  |
| 3 | 種類                         | ..... | p. 1  |
| 4 | 各訪問指導の内容                   | ..... | p. 2  |
|   | 市町派遣指導主事による学校訪問指導          | ..... | p. 2  |
|   | (A) 継続型学校訪問指導              | ..... | p. 2  |
|   | (B) 教科等指導に係る申請学校訪問指導       | ..... | p. 3  |
|   | (C) 生徒指導に係る学校訪問指導          | ..... | p. 4  |
|   | (D) 特別支援教育に係る学校訪問指導        | ..... | p. 5  |
|   | (E) 初任者研修に係る学校訪問指導         | ..... | p. 7  |
|   | (F) 講師（主たる授業者）を対象とした学校訪問指導 | ..... | p. 8  |
|   | (G) 学力育成に係る学校訪問指導          | ..... | p. 9  |
| 5 | 学校訪問指導の回数                  | ..... | p. 10 |
| 6 | 手続き及び決定手順                  | ..... | p. 10 |
| 7 | 年度中途における訪問申請               | ..... | p. 10 |
| 8 | 訪問日までの各学校の手順               | ..... | p. 10 |
|   | 学校訪問指導の手続き及び決定手順（図）        | ..... | p. 11 |
|   | 学校訪問指導の概要一覧（表）             | ..... | p. 12 |

出雲教育事務所

# 平成30年度 学校訪問指導実施要項

出雲教育事務所

## 1 目的

学習指導要領，第2期しまね教育ビジョン21，しまねの学力育成推進プラン，島根県公立学校教員人材育成基本方針，各市町教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営，教育課程，学習指導等に関する専門的事項の助言・指導を行う。

## 2 助言・指導等をする事項

- (1) 学校運営の改善，評価等に関すること。
- (2) 教育課程の編成・実施・評価，学習指導の工夫・改善・評価，教育研究の立案・実施・評価に関すること。
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること。
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること。
- (5) 学校教育その他，教育問題にかかわる情報の交換に関すること。
- (6) その他，義務教育全般の充実・発展に関すること。

## 3 種類

- (1) 学校運営，教育課程の管理等に係る学校訪問指導  
主として，学校の実態や要望を把握し，その実態や要望に応じた助言・指導等を行う。

### 市町派遣指導主事による学校訪問指導

- ①各市町の実態に応じて，各市町派遣の指導主事が計画的に行う。
- ②学校のマネジメント力の向上と教育活動におけるP D C Aサイクル確立のため，継続的な助言・指導等を行う。
- ③各市町教育委員会の指導主事及び社会教育主事と連携して，複数で訪問する場合もある。

- (2) 学習指導等に係る学校訪問指導

主として，学校等の申請に基づき，教科等における指導力の向上，生徒指導，特別支援教育，人権・同和教育，キャリア教育，情報教育，健康教育，学校図書館活用教育，ふるさと教育，幼児期の教育・保育及び指定事業等に係る助言・指導等を行う。

- |     |                               |
|-----|-------------------------------|
| [A] | 継続型学校訪問指導                     |
| [B] | 教科等指導に係る申請学校訪問指導              |
| [C] | 生徒指導に係る学校訪問指導                 |
| [D] | 特別支援教育に係る学校訪問指導               |
|     | (1) 授業研究協議を伴う学校訪問指導           |
|     | (2) 「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導     |
|     | (3) 特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援     |
| [E] | 初任者研修に係る学校訪問指導（法定研修に係る学校訪問指導） |
| [F] | 講師（主たる授業者）を対象とした学校訪問指導        |
| [G] | 学力育成に係る学校訪問指導                 |

- ①原則として，学校の申請に基づいて行う。
- ②年度中途の申請についても可能な限り対応する。

#### 4 各訪問指導の内容

### ◇学校運営，教育課程の管理等に係る学校訪問指導

#### 市町派遣指導主事による学校訪問指導

**目的** 学校における教育課程の管理，学習指導の改善，教員の授業力向上等を行うために各学校の実態や要望に応じた助言・指導等を行い，各学校の取組の推進・充実に資する。

**対象** すべての学校

**回数** 各市町派遣の指導主事が計画した回数

#### 時期，内容，留意事項等

- ①各市町派遣の指導主事が，訪問の時期や内容等を示して連絡・調整及び実施する。
- ②各市町の教育委員会関係者等が同行する場合がある。

### ◇学習指導等に係る学校訪問指導

#### 〔A〕継続型学校訪問指導

**目的** 授業改善，学力育成，校内研究等を推進しようとする学校に継続的に訪問指導を実施し，学校の主体的・自主的な取組を支援する。

**対象** 希望する学校

**回数** 回数，訪問日時等は学校と相談の上，決定する。

| 時期    | 内容  | 留意事項  |
|-------|---|---|
| 5月～2月 | <p>○学校の要請に応じた内容，及び，指導主事が必要だと思われる内容で行う。（以下は例）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・研究計画，単元・授業構想，指導案作成に係る助言・指導</li><li>・研究授業，授業研究に係る助言・指導</li><li>・事後の取組についての振り返りに係る助言・指導</li><li>・研究発表会，指定事業等の学校の実態や要望に応じた助言・指導</li><li>・学習指導案を伴わない授業（普段の授業）に対する助言・指導等</li></ul> | <ol style="list-style-type: none"><li>①申請が多い場合には，学校を選定する場合がある。外れた場合には，該当校と協議の上，教科等に係る申請学校訪問指導に代える。<br/>【研究発表会並びに指定事業等に該当する学校からも申請できる。】</li><li>②可能な限り3学期においても継続的に研修・研究（訪問指導）を続ける。</li><li>③取組が近隣の小中学校にも波及するように，各市町教育委員会，教育研究会と連携を図って他校への連絡・案内等を行うことが望ましい。</li></ol> |

## [B] 教科等指導に係る申請学校訪問指導

**目的** 教育研究の推進，特定の教科等における指導力の向上及び研究発表会並びに指定事業等に係る助言・指導等により，教科等の研究の深化，発展に資する。

**対象** 希望する学校

**回数** (1) 授業公開を伴う学校訪問指導 原則 2 回まで  
(2) 授業公開を伴わない学校訪問指導 原則 1 回

### (1) 授業公開を伴う学校訪問指導

| 時 期      | 内 容  | 留 意 事 項   |
|----------|--|---|
| 5 月～ 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業公開</li> <li>・ 授業研究協議</li> </ul> | ①市郡町教育研究会，教職経験者研修，フォローアップ研修等の授業公開と兼ねてもよい。<br>②学習指導案に「全国学力・学習状況調査」及び「島根県学力調査」の結果に基づいた指導改善の記述を入れること。<br>③研究協議は全教員参加が望ましい。<br>④希望する教科の担当指導主事が教育事務所にいない場合は，広域訪問※とする。<br>・必要に応じて，複数の担当者で訪問する場合がある。 |

※ 他教育事務所，教育センター及び教育庁各課の指導主事等による学校訪問指導

### (2) 授業公開を伴わない学校訪問指導

| 時 期      | 内 容   | 留 意 事 項  |
|----------|---|--|
| 5 月～ 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科等の指導に係る校内研修</li> </ul> | 特定の教科を研修対象にする場合は，教育事務所に担当者のいる次の教科等に限る。<br>国語，算数・数学，社会，体育，外国語，英語<br>道徳，外国語活動<br>総合的な学習の時間，特別活動<br>※例として下記の内容に応じることができる。その他の要望があれば相談の上，対応する。<br>「小学校外国語科，外国語活動について」<br>「新学習指導要領のポイントについて」<br>「学校におけるカリキュラム・マネジメント」<br>「学校図書館活用教育について」等 |

## 〔C〕 生徒指導に係る学校訪問指導

**目的** 各学校の生徒指導の状況を把握し生徒指導体制の充実等に資する。

**対象**

- ・すべての中学校
- ・「子どもと親の相談員」の配置のある小学校
- ・希望する小学校

**回数** 原則1回

| 時 期    | 内 容  | 留 意 事 項  |
|--------|--|--|
| 6月～12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業公開</li> <li>・協議</li> </ul> | <p>①全校の授業を公開する。(1時間程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の時間割による授業を公開する。</li> <li>・学習指導案は不要とする。</li> <li>・特定の学年・学級や教科等の授業公開も可とする。公開授業の学級は、学校の意向により決定する。</li> </ul> <p>②授業公開後に、管理職、生徒指導主任・主事等を交えて情報交換や協議の時間を設定する。(1時間程度)<br/>(平成30年度の「学校いじめ防止基本方針」を1部準備する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導上の諸課題(いじめ・不登校・問題行動等)の状況</li> <li>・生徒指導の具体的取組</li> <li>・学校いじめ防止基本方針</li> <li>・教育相談体制</li> <li>・県の生徒指導関連事業の取組状況(該当校)<br/>(例) ・スクールカウンセラー活用事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校クラスサポート事業</li> <li>・子どもと親の相談員配置事業</li> <li>・学びいきいきサポート事業</li> <li>・いじめ対応支援事業(アンケートQU)</li> </ul> </li> </ul> <p>③中学校クラスサポート事業に係る非常勤講師の配置のある学校は、クラスサポートティーチャーとの面談の時間を設定する(20分程度)。</p> <p>④希望調査書の記入にあたっては校内の生徒指導主任・主事等と十分協議する。</p> <p>⑤必要に応じて、複数の担当者(県の事業担当者及び市町の教育委員会担当者)で訪問する場合がある。</p> |

## 〔D〕 特別支援教育に係る学校訪問指導

- (1) 授業研究協議を伴う学校訪問指導
- (2) 「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導
- (3) 特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援

〔目的〕 各学校の特別支援教育の推進及び体制整備の充実等に資する。

### (1) 授業研究協議を伴う学校訪問指導

- 〔対象〕 (a) 新設の学級のある学校、及び新任の担当者のある学校  
 (b) 特別支援学級を設置する中学校で平成28及び29年度に学校訪問指導のない学校  
 (c) 希望する学校

〔回数〕 原則1回（複数回の希望があれば可能な限り対応する）

| 時 期   | 内 容   | 留 意 事 項   |
|-------|---|---|
| 5月～1月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業公開<br/>(a)及び(b)の授業公開は原則「各教科等合わせた指導」又は「自立活動」とする。</li> <li>・ 授業研究協議</li> <li>・ 個別面談<br/>(新任の担当者及び希望者)</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①市郡町教育研究会等の授業公開と兼ねてもよい。</li> <li>②研究協議は全教員参加が望ましい。</li> <li>③可能な限り近隣の学校（同一中学校区等）の特別支援教育担当者にも参加を呼びかけ、互いの研修機会の確保に努める。</li> <li>④希望調査書の記入にあたっては校内の特別支援教育担当者等と十分協議する。</li> <li>⑤必要に応じて、複数の担当者（市町派遣指導主事等）で訪問する場合がある。</li> <li>⑥特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）に係る非常勤講師の配置のある学校は、この学校訪問指導に併せて、この事業に関する協議等を行う場合がある。</li> </ol> |

### (2) 「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導

〔対象〕 「特別な支援のための非常勤講師配置事業」に係る非常勤講師の配置のある学校

〔回数〕 原則1回（にこサポのみで訪問する学校については、後日、期日を調整して事務所から連絡する。）

| 時 期    | 内 容   | 留 意 事 項  |
|--------|---|--|
| 5月～12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業公開</li> <li>・ 管理職、特別支援教育コーディネーターとの面談</li> <li>・ 希望があれば非常勤講師との面談を行う。</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>①〔D〕(1)の学校訪問指導を希望する学校は、原則同日に実施する。</li> <li>②授業公開は、原則2校時又は3校時に実施し、その後に1時間程度の面談を行う。</li> <li>③授業公開は非常勤講師による指導のほか、<u>対象児童が在籍するすべての学級</u>とする。（学習指導案は不要）</li> <li>④必要に応じて、複数の担当者（市町派遣の指導主事等）で訪問する場合がある。</li> </ol> |

### (3) 特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援

- 対象** (a) 特別支援学級新任担当者  
(b) 希望する教員

**回数** (a)(b)いずれも、複数回の希望があれば可能な限り対応する

| 時 期   | 内 容  | 留 意 事 項  |
|-------|--|--|
| 4月～3月 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童生徒観察</li><li>・ 担任（担当者）との協議</li></ul> | <p>(a)の場合、年度初めに事務所が調整・連絡して実施する。</p> <p>(b)の場合、学校内で<b>管理職に相談後</b>、管理職または、特別支援教育コーディネーターが事務所に依頼をする。</p> <p>※ 別紙1「特別支援教育支援専任教員の役割」を参照</p> |

## 〔E〕 初任者研修に係る学校訪問指導

目的 初任者研修の実施状況の確認と初任者の授業力の向上に資する。

回数 原則1回

対象 初任者研修対象者（教諭）のいるすべての学校

| 時期  | 内容   | 留意事項   |
|---|--|--|
| 9月<br><br>(第Ⅱ回<br>授業づくり<br>研修終了後)<br><br>～<br>12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職との面談</li> <li>・拠点校及び校内指導員との面談</li> <li>・校内記録簿の確認</li> <li>・授業公開</li> <li>・研究協議</li> <li>・初任者との面談</li> </ul> | <p>①公開授業の教科、領域等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>小学校</b>…各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び外国語活動のいずれかの授業</li> <li>・<b>中学校</b>…教科の授業</li> <li>・<b>特別支援学級担任</b>…各教科等、自立活動及び各教科等を合わせた指導のいずれかの授業</li> </ul> <p>②公開授業・研究協議参加者は<u>原則全教員参加</u>とするが、学校の実態や規模を考慮し、各学校で判断する。</p> <p>③授業研究協議は、「児童生徒を主体とした授業づくり」「本時のねらいが明確な授業づくり」の視点で行い、初任者の資質向上を図るための話し合いとする。</p> <p>④個人面談は、授業研究協議の後に実施する。</p> <p>⑤島根県教育センターまたは出雲教育事務所等の指導主事が訪問する。</p> |

## 〔F〕 講師(主たる授業者)を対象とした学校訪問指導

**目的** 講師の授業力の向上に資する。

**回数** 原則1回

**対象** 主となって授業を行う講師（経験年数は問わない）のいる学校で希望する学校

| 時期        | 内 容   | 留 意 事 項  |
|-----------|---|--|
| 6月<br>～2月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業公開</li> <li>・ 授業研究協議</li> <li>・ 授業者との面談</li> </ul> | <p>①公開授業は各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間及び外国語活動のいずれかの授業とする。</p> <p>②授業研究協議の時間を設定すること。授業研究協議の参加者は各学校で実態に応じて決定する。</p> <p>③授業研究協議は，「児童生徒を主体とした授業づくり」「本時のねらいが明確な授業づくり」の視点で行い，授業力向上を図るための話し合いとする。</p> <p>④授業者との面談は，授業研究協議の後に実施する。</p> |

**〔G〕 学力育成に係る学校訪問指導（出雲教育事務所指導主事による学校訪問指導）**

**目的** 授業改善，学力育成等に係る各学校の取組の推進・充実に資する。

**回数** 原則1回

**対象** すべての学校（出雲市の学校は別紙2を参照）

| 時 期   | 内 容            | 留 意 事 項   |
|---|----------------|---|
| 5月下旬<br>～7月   | 授業公開<br><br>協議 | ①全校の授業を公開する。（1時間程度）<br>・通常の時間割による授業をできるだけ全学級公開する。<br>・学習指導案は不要とする。<br><br>②管理職，担当者を交えて，次の点について説明や協議の時間を設定する。（1時間程度）<br><br>・学力育成，授業改善，校内研究等の取組や課題<br>・しまねの学力育成推進プラン等の施策説明 等 |
| （その他）<br>・市町派遣指導主事等も同行する場合がある。<br>・平成30年度学力育成策を資料として1部用意する。 |                |   |

## 5 学校訪問指導の回数

- ・ 研究指定の発表や研究大会等に係る学校への訪問は、当日を含め原則3回までとする。
- ・ 文部科学省及び県の研究指定校に対しては、教育事務所が必要と認めた場合は、3回以上の訪問も可とする。（当該年次）

## 6 手続き及び決定手順（p.11 図1 学校訪問指導の手続き及び決定手順 参照）

### 各学校の手続き（平成30年度 学校訪問指導 提出様式 参照）

- ・ 「平成30年度 学校訪問指導 提出様式」の「学校訪問指導希望調査 F A X送信票」（〔G〕学力育成訪問希望調査書，様式1～5，様式9）に必要事項を記入して，教育事務所に4月17日（火）までにF A Xで送信する。
- ・ 様式8（主任，学級担任等氏名表）は，市町教育委員会に4月20日（金）までに2部提出する。

※年度当初に決定した学校訪問指導については，派遣申請書の提出は不要

### 各市町教育委員会の手続き

- ・ 各学校から提出される様式8（主任，担任等氏名表）を1部，取りまとめて4月27日（金）までに教育事務所へ送付する。（1部は教育委員会に保管）

### 教育事務所における決定手順

- ・ 各学校の希望をもとに，訪問時期，訪問者を島根県教育センター等，各学校と調整を図りながら決定し，「平成30年度学校訪問指導計画」を作成し，配付する。（5月中旬を予定）
- ・ 諸行事の日程や訪問体制，予算等の都合により希望に応えられない場合がある。

## 7 年度中途における訪問申請

- ・ 各学校及び市郡町教育研究会等において，年度中途に学校訪問指導の必要が生じた場合には，事前に教育事務所へ連絡する。
- ・ 協議のうえ，学校訪問指導が可能である場合には，出雲教育事務所長あて派遣申請書（※）を訪問日の2週間前までに送付する。（ただし，諸行事及び予算等の都合により希望に応えられない場合もある。）

|                       |       |    |       |
|-----------------------|-------|----|-------|
| ※ 市郡町教育研究会等からの講師派遣申請書 | 様式6-1 | 及び | 様式6-2 |
| 学校からの学校訪問指導申請書        | 様式7-1 | 及び | 様式7-2 |

## 8 訪問日までの各学校の手順

- （1）日程，内容及び協議事項について，訪問予定者と事前に連絡をとる。  
※午前に研究授業，午後（放課後）に研究協議という日程でも対応可能である。
- （2）詳細な日程及び学習指導案等を，訪問日の1週間前までに教育事務所へ送付する。

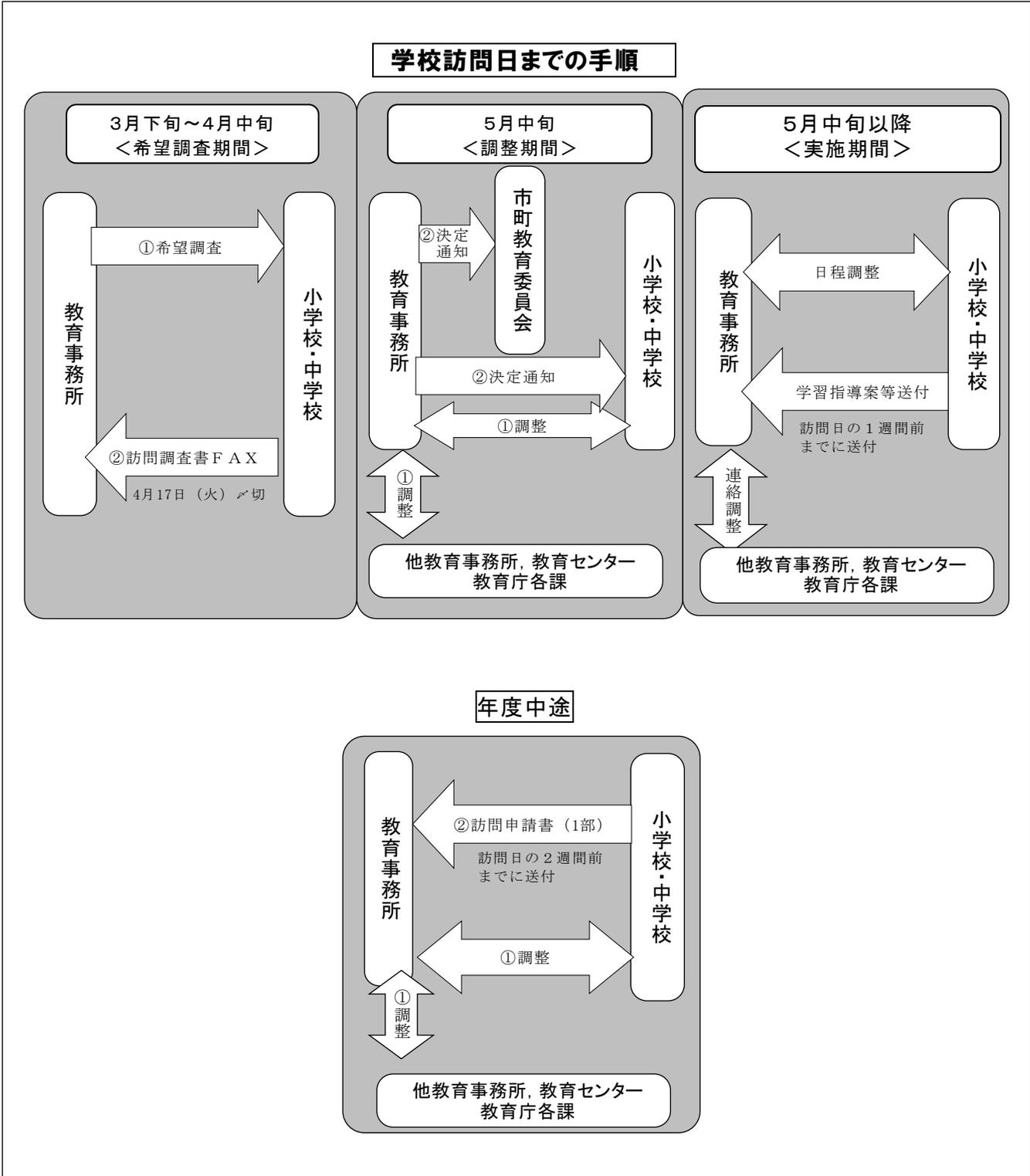


図1 学校訪問指導の手続き及び決定手順

(別表) 平成 30 年度 学校訪問指導の概要一覧

| 種類      | 〔A〕<br>継続型学校訪問指導   | 〔B〕<br>教科等指導に係る<br>申請学校訪問指導   | 〔C〕<br>生徒指導に係る<br>学校訪問指導                           | 〔D〕<br>特別支援教育に係る<br>学校訪問指導   | 〔E〕<br>初任者研修に係る<br>学校訪問指導                                       | 〔F〕<br>講師を対象とした<br>学校訪問指導  | 〔G〕<br>学力育成に係る<br>学校訪問指導        |
|---------|--|---|--|--|---|--|---------------------------------|
| 目的      | 授業改善, 学力育成, 校内研究等に対する学校の主体的・自主的な取組を支援する。   | 教育研究の推進, 特定の教科等における指導力の向上, 教科等の研究の深化, 発展に資する。   | 各学校の生徒指導体制の充実等に資する。                                | 各学校の特別支援教育の推進及び体制整備の充実等に資する。   | 初任者の授業力の向上に資する。   | 講師の授業力の向上に資する。   | 授業改善, 学力育成等に係る各学校の取組の推進・充実に資する。 |
| 対象      | 希望する学校   | 希望する学校  | (1)すべての中学校<br>(2)「子どもと親の相談員」の配置のある小学校<br>(3)希望する学校 | (1)新設の学級のある学校及び新任の担当者のある学校<br>(2)特別支援学級を設置する中学校で, 平成 27 及び 28 年度に学校訪問指導のない学校<br>(3)希望する学校<br>(4)「にここサポート事業」非常勤講師配置校  | 初任者研修対象者(教諭)のいるすべての学校   | 主となって授業を行う講師のいる学校で, 希望する学校   | すべての学校                          |
| 内容等     | 学校と相談し, 決定する。  | (1)授業公開を伴う学校訪問指導<br>・授業公開と授業研究協議<br>(2)授業公開を伴わない学校訪問指導(校内研修・教科等部会等  | ・授業公開と協議<br><br>・クラスサポートティーチャーとの面談                 | (1)授業研究協議を伴う学校訪問指導<br>・授業公開と授業研究協議<br>(2)「にここサポート事業」に係る学校訪問指導<br>・授業公開と管理職, 特別支援教育 Co との面談<br>(3)特別支援教育支援専任教員による学校訪問 | ・管理職との面談<br>・拠点校及び校内指導員との面談<br>・校内記録簿の確認<br>・授業公開<br>・研究協議・個人面談 | ・授業公開<br>・授業研究協議<br>・個人面談  | 授業公開と協議                         |
| 回 訪 問 数 | 訪問回数, 訪問日時等は学校と教育事務所が相談して決める。  | (1)原則 2 回まで<br>(2)原則 1 回  | 原則 1 回   | (1) 原則 1 回<br>(2) 原則 1 回<br>(3) ケースによる   | 原則 1 回  | 原則 1 回   | 原則 1 回                          |
| 留意事項    | 担当の決まった指導主事が連絡・調整等を行う  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な日程及び学習指導案を, 訪問日の 1 週間前までに教育事務所へ送付する。(〔C〕は学習指導案 不要)</li> <li>・必要に応じて, 複数の担当者(市町派遣の指導主事等)で訪問する場合がある。</li> <li>・近隣の学校へも参加を呼びかけ, 研修機会の確保に努める。</li> </ul> |  |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な日程及び学習指導案を, 訪問日の 1 週間前までに教育事務所へ送付する。</li> </ul> | 学習指導案 不要                        |
| 様式等     | 希望調査書 様式 1   | 希望調査書 様式 2  | 希望調査書 様式 3   | 希望調査書 様式 4   | 希望調査書 様式 5  |  | 希望調査ファックス送信票                    |
|         | 年度中途に学校訪問指導等の必要が生じた場合は, 訪問申請書*を訪問日の 2 週間前までに教育事務所へ送付する。<br><br>※ 市郡町教育研究会等からの講師派遣申請書 様式 6-1, 6-2<br><br>※ 学校からの学校訪問指導申請書 様式 7-1, 7-2 |   |  |  |   |  |                                 |

<注> 対象・内容・様式等の詳細は実施要項の各項目で確認してください。

